

(別紙1)

令和5年度～令和9年度 社会福祉法人明照浄済会 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	明照浄済会	法人番号	5190005005038					
法人代表者氏名	理事長 奥田敦							
法人の主たる所在地	三重県伊勢市吹上2丁目5番41号							
連絡先	0596-28-2678							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	なし							
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	令和5年12月25日							
評議員会の承認年月日	令和6年1月7日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (令和4年度末現在)	1か年度目 (令和5年度末現在)	2か年度目 (令和6年度末現在)	3か年度目 (令和7年度末現在)	4か年度目 (令和8年度末現在)	5か年度目 (令和9年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額
	34,430千円	0千円	25,030千円	15,630千円	6,230千円	0千円		0千円
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)		0千円	9,400千円	9,400千円	9,400千円	9,400千円	37,600千円	
本計画の対象期間	令和5年度～令和9年度							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目						
	小計					
2か年度目	職員処遇改善	社会福祉事業	既存	職員処遇の改善として一時金手当	なし	5,400千円
	人材確保	社会福祉事業	既存	新たな人材の雇入れ(正規職員1名)	なし	4,000千円
	小計					

3か年度目	職員処遇改善	社会福祉事業	既存	職員処遇の改善として一時金手当	なし	5,400 千円
	人材確保	社会福祉事業	既存	新たな人材の雇い入れ（正規職員 1 名）	なし	4,000 千円
	小計					
4か年度目	職員処遇改善	社会福祉事業	既存	職員処遇の改善として一時金手当	なし	5,400 千円
	人材確保	社会福祉事業	既存	新たな人材の雇い入れ（正規職員 1 名）	なし	4,000 千円
	小計					
5か年度目	職員処遇改善	社会福祉事業	既存	職員処遇の改善として一時金手当	なし	5,400 千円
	人材確保	社会福祉事業	既存	新たな人材の雇い入れ（正規職員 1 名）	なし	4,000 千円
	小計					
合計						37,600 千円

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	職員の処遇改善（一時手当を支給） 新たな人材の確保（正規職員 1 名補充、終了後も事業収益にて雇用を継続する）
② 地域公益事業	①の事業の実施のため、実施しない
③ ①及び②以外の公益事業	①の事業の実施のため、実施しない

4. 資金計画

事業費内訳		1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
計画の実施期間における事業費合計		0 千円	9,400 千円	9,400 千円	9,400 千円	9,400 千円	37,600 千円
財源構成	社会福祉充実残額	0 千円	9,400 千円	9,400 千円	9,400 千円	6,230 千円	34,430 千円
	補助金						
	借入金						
	事業収益					3,170 千円	3,170 千円
	その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名①	職員の処遇改善として一時金手当の支給	
主な対象者	法人全体の職員に対して、一時金手当を支給する。 計画期間中に採用した職員に対しては支給する。	
想定される対象者数	正規職員 24 名、契約職員 17 名 合計 41 名	
事業の実施地域	-	
事業の実施時期	令和 5 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日	
事業内容	一時金手当として、支給し、職員の処遇改善を図る。 正規職員に対しては、全員一律月 15,000 円とする。 契約職員に対しては、契約職員の時給に、正規職員の一時金手当に相当する額を支給する。	
事業の実施スケジュール	1 か年度 目	
	2 か年度 目	処遇改善手当を一時金として、正規職員に毎月 15,000 円支給 契約職員には、正規職員相当額を時給換算し、支給する。 正規職員 24 名 年間 4,320,000 円 契約職員 17 名 年間 1,080,000 円 合計 5,400,000 円
	3 か年度 目	処遇改善手当を一時金として、正規職員に毎月 15,000 円支給 契約職員には、正規職員相当額を時給換算し、支給する。 正規職員 24 名 年間 4,320,000 円 契約職員 17 名 年間 1,080,000 円 合計 5,400,000 円
	4 か年度 目	処遇改善手当を一時金として、正規職員に毎月 15,000 円支給 契約職員には、正規職員相当額を時給換算し、支給する。 正規職員 24 名 年間 4,320,000 円 契約職員 17 名 年間 1,080,000 円 合計 5,400,000 円
	5 か年度 目	処遇改善手当を一時金として、正規職員に毎月 15,000 円支給 契約職員には、正規職員相当額を時給換算し、支給する。 正規職員 24 名 年間 4,320,000 円 契約職員 17 名 年間 1,080,000 円 合計 5,400,000 円

事業費積算 (概算)	・ 人件費 21,600 千円	
	合計	21,600 千円 (うち社会福祉充実残額充当額 21,600 千円)
地域協議会等の意見と その反映状況		

事業名②	新たな人材の雇い入れ	
主な対象者	新規採用者	
想定される対象者数	1 名	
事業の実施地域	—	
事業の実施時期	令和 5 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日	
事業内容	正規職員 1 名を雇用、計画終了後は、事業収益にて、雇用を継続する。	
事業の実施スケジュール	1 か年度目	
	2 か年度目	正規職員雇用 (職員配置基準外で新規正規職員 1 名) 年間 4,000,000 円
	3 か年度目	雇用の継続 年間 4,000,000 円
	4 か年度目	雇用の継続 年間 4,000,000 円
	5 か年度目	雇用の継続 年間 4,000,000 円

事業費積算 (概算)	・ 人件費 16,000 千円	
	合計	16,000 千円 (うち社会福祉充実残額充当額 12,830 千円)
地域協議会等の意見と その反映状況		

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

(別紙2－様式例)

手 続 実 施 結 果 報 告 書

令和5年12月25日

社会福祉法人 明照浄済会

理事長 奥田 敦 殿

税理士 中田 良信 印

私は、社会福祉法人明照浄済会（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「令和5年度～令和9年度 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に

従って再計算を行う。

- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算を行う。

3. 手続の実施結果

- ① 2の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

(注) 公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保

証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以 上

(別紙 4 - 様式例①)

明照発第 82 号
令和 6 年 1 月 11 日

伊勢市長 鈴木健一 殿

社会福祉法人 明照浄済会
理事長 奥田 敦

社会福祉充実計画の承認申請について

当法人において、別添のとおり社会福祉充実計画を策定したので、社会福祉法第 55 条の 2 第 1 項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

(添付資料)

- ・ 令和 5 年度～令和 9 年度社会福祉法人 明照浄済会 社会福祉充実計画
- ・ 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録 (写)
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書 (写)
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(別紙4－様式例②)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

社会福祉法人 ○○○
理事長 ○○ ○○ 殿

○○○都道府県知事

又は

○○○市市長

社会福祉充実計画承認通知書

平成〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画については、社会福祉法第55条の2第1項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。

(別紙 5 - 様式例①)

(明照発 34 号)
令和元年 6 月 28 日

伊勢市長 鈴木健一 殿

(申請者)

社会福祉法人 明照浄済会
理事長 奥田 敦

承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について

平成 29 年 7 月 31 日付け (29 福第 511 号) により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第 55 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

(添付資料)

- ・ 変更後の平成 29 年度～令和 3 年度 社会福祉法人明照浄済会の社会福祉充実計画
(注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
- ・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録 (写)
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書 (写)
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(別紙5－様式例②)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

社会福祉法人 ○○○

理事長 ○○ ○○ 殿

○○○都道府県知事

又は

○○○市市長

承認社会福祉充実計画変更承認通知書

平成〇年〇月〇日付け(文書番号)により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の変更については、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。

(別紙6－様式例)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事

又は 殿

〇〇〇市市長

(申請者)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇

承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について

平成〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第2項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。

(添付資料)

- ・ 変更後の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
(注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(別紙 7 - 様式例①)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事

又は 殿

〇〇〇市市長

(申請者)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇

承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請について

平成〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、下記のとおり、やむを得ない事由が生じたことから、当該計画に従って事業を行うことが困難であるため、社会福祉法第55条の4の規定に基づき、当該計画の終了につき、貴庁の承認を申請する。

記

(承認社会福祉充実計画を終了するに当たってのやむを得ない事由)

--

(添付資料)

- ・ 終了前の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
- ・ その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類

(別紙7－様式例②)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

社会福祉法人 ○○○

理事長 ○○ ○○ 殿

○○○都道府県知事

又は

○○○市市長

承認社会福祉充実計画終了承認通知書

平成〇年〇月〇日付け(文書番号)により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の終了については、社会福祉法第55条の4の規定に基づき、承認することとしたので通知する。